

## 特定建設工事共同企業体事務処理要領

平成2年12月11日制 定  
平成7年4月1日一部改正  
平成8年4月1日一部改正  
平成10年4月1日一部改正  
平成11年4月1日一部改正  
平成13年4月1日一部改正  
平成15年4月1日一部改正  
平成17年4月1日一部改正  
平成19年4月1日一部改正  
平成19年10月1日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成21年5月8日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成25年7月1日一部改正  
平成29年6月1日一部改正  
令和2年4月1日一部改正  
令和2年11月1日一部改正  
令和2年11月16日一部改正  
令和3年8月1日一部改正

### (目的)

第1条 この要領は、特定建設工事共同企業体取扱要綱及び地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定する特定共同企業体の資格審査等について必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事の指定)

第2条 対象工事の指定は、各部局の指名業者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経ることを要する。ただし、地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定する対象工事のうち、広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年規則第56号。）の規定により予定価格の決定が地方機関の長に委任されている工事にあつては、知事が特に認めた後に、当該地方機関の指名業者等選考委員会の審査を経ることとする。

- 2 当該工事を主管する課長（以下「主管課長」という。）は、対象工事の指定理由等を記入した工事概要書（別記様式第1号）により、選考委員会に付議しなければならない。
- 3 対象工事の指定に関する具体的事務手続等は、各部局の指名業者等選考事務取扱の例による。

### (説明)

第3条 主管課長は、特定共同企業体の結成について、次の各号に掲げる事項を別記様式第2号の説明書により説明するものとする。

- (1) 工事の概要等（工事名，工事場所，予定工期，工事概要）
- (2) 特定共同企業体の名称
- (3) 特定共同企業体の構成に係る事項（構成員と組合せ，出資比率，代表者要件）
- (4) 特定企業体の資格審査を受けるために必要な書類の提出に係る事項（提出すべき一式書類の内容，提出部数，提出先，受付期間）
- (5) その他主管課長が必要と認める事項

2 前項の説明は、当該工事が地方機関の発注に係るものであるときは、当該地方機関の長（以下「発注機関の長」という。）と共同で行うものとする。

（資格審査等）

第4条 資格審査を受けようとする特定共同企業体は、別記様式第3号の資格審査申請書及び次の各号の添付書類（以下「資格審査申請書等」と総称する。）の正本1部及び副本2部を発注機関の長を経由して、知事に提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第4号）の写し
- (2) 委任状（権限を支店長等に委任する場合に添付。別記様式第5号）
- (3) 委任状（別記様式第6号）
- (4) 技術修得(計画・報告)書

（B格付業者が構成員として特定共同企業体の資格認定を受けようとする場合に添付。特定建設工事共同企業体取扱要綱別記様式）

- 2 資格審査申請書等の提出期限等については、対象工事の入札公告中にこれを記載するものとする。
- 3 主管課長は、土木建築局建設産業課長（以下「建設産業課長」という。）に対し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査依頼書（別記様式第8号）に当該資格審査申請書等の正本を添付して、その資格審査を依頼するものとする。
- 4 建設産業課長は、前項の依頼を受けたときは、速やかに資格審査を行う。審査の結果適格と判断されたものについては、特定共同企業体として資格を有するものとして、知事が認定するものとする。
- 5 建設産業課長は、認定結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（別記様式第9号）により当該主管課長に通知し、特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書（別記様式第10号）を当該主管課長を経由して当該特定共同企業体の代

表者に交付するものとする。

- 6 特定建設工事共同企業体取扱要綱第8条第2号ただし書の規定の適用について、発注機関において疑義が生じた場合は、建設産業課に問い合わせること。

(認定の有効期間)

第5条 前条の認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効なものとする。

- 2 特定共同企業体の認定の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 対象工事につき、県と請負契約を締結した特定共同企業体については、認定の日から発注者が当該共同企業体の解散を承認した日までとする。
- (2) 対象工事の請負契約の相手方とならなかった特定共同企業体については、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

(受注後の手続き)

第6条 発注機関の長は、対象工事を受注した特定共同企業体に当該工事に係る共同企業体運営委員会を設置させ、次の事項に係る文書を速やかに提出させなければならない。

- (1) 共同企業体編成表（別記様式第11号）
- (2) 諸規程
- (3) 技術者等の名簿（別記様式第12号）
- (4) その他発注機関の長が必要と認める事項

- 2 発注機関の長は、第1項の規定により提出された文書を審査の上、適正かつ円滑な共同施工に支障があると認めるときは、下請負人あるいは技術者の変更、諸規程等の訂正等を求めるなど適切に指導しなければならない。

- 3 発注機関の長又はその委任を受けた職員は、工事期間中、適正かつ円滑な共同施工が行われていないと認めるときは、当該特定共同企業体に対し、速やかに是正するよう指示するものとする。

- 4 発注機関の長は、当該特定共同企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を建設産業課長に報告するものとする。

- 5 本庁発注工事にあつては、発注機関の長が行うべきこととされている第1項及び第2項の事項は、主管課長が知事の名において行うものとし、第3項中「発注機関の長」とあるのは「知事」と、第4項中「発注機関の長」とあるのは「主管課長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(特定共同企業体に対する契約上の相手方等)

第7条 請負代金の支払その他の請負契約に基づいて発注者が請負人に対して行うべきこととされている行為は、特定共同企業体の代表者に対して行う。

2 前項の取扱いで足りるようになるため、特定共同体の代表者以外の構成員には次の事項を代表者に委任させるようにする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求，受領に関する一切の権限

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、建設工事入札参加資格等審査会の意見を聞いて、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成2年12月11日から施行する。

令和3年8月1日改正については、令和3年8月1日以降に公告する建設工事に適用する。